

## インド憲法の改正

——第六二次改正（一九九〇年）から第七六次改正（一九九四年）まで——

孝 忠 延 夫

一九九四年八月三十一日、憲法第七六次改正法が大統領の認証をうけ施行された。本稿は、インド憲法のこの第七六次改正までの内容を紹介しようとするものである。拙著『インド憲法』

ed., 1994; Durga Das Basu, *Shorter Constitution of India*, 11th ed., 1994; *Constitution of India*, 14th ed., 1995 (Eastern Book Company).

### 一．インド憲法の改正

（関西大学出版部、一九九二年）は、第六七次改正（一九九〇年）までの改正内容を含んでいるが、一九九〇年代の改正の動きをあとづけるためにも、第六二次改正（一九九〇年）以降の

#### 62. 憲法第六二次改正

この改正目的及び理由は、次のように述べられている。

改正内容を本稿では紹介してみたい。前掲『インド憲法』と同じ形式をとり、それぞれの改正内容とそれを経た現在の関連条文を挙げることにしたい。

なお、憲法改正法とインド憲法の関連条文については、次のものを参考にした。

Mahendra P. Singh, *V. N. Shukla's Constitution of India*, 9th

「憲法第三三四条は、衆議院と州立法院での指定カースト及び指定部族への議席保留ならびに指名によるアングロ・インディアンコミュニティの代表に関する憲法上の規定が、憲法施行から四〇年経過後にその効力を失う旨定めている。この四〇年間、指定カースト及び指定部族は一定の進歩をとげてきたけ

れども、憲法制定議会が前記議席保留と議員の指名に関し規定を設けそれらを重視した理由は今なお存在している。それゆえ、指定カースト及び指定部族への議席保留、指名によるアングロ・インディアンの代表は、さらに一〇年延長することが適切である。」

この目的及び理由により、憲法第三三四条に「四〇年」と定められていた期間を「五〇年」に改正した。(一九九〇年一月二五日施行)

### 63. 憲法第六三次改正

一九八八年憲法(第五九次改正)法は、一九八八年三月に成立したが、この改正法はパンジャブ州における非常事態の布告の発出と、同州での大統領令の継続に関して一定の改正を行なった。

政府は、この第六三次改正にあたって、パンジャブ州における非常事態の布告に関する特別の権限は必要でないという考えをもつにいたった。また、第五九次改正でなされた第三五六条の改正は、もはや必要ないとも考えた。そこで、この第三五六条を元の規定に戻すこと、すなわち第三五六条但書を削除することが提案された。また、同様の理由から憲法第三五九A条が削除された。(一九九〇年一月六日施行)

### インド憲法の改正

### 64. 憲法第六四次改正

憲法第六三次改正と同じく第三五六条を改正するものである。この第六四次改正では、パンジャブ州における事態の好転がみられないとの判断の下に、同条(4)項と(5)項が改正された。改正目的及び理由は、次のとおりである。

「憲法第三五六条(4)項の規定によれば、同条にもとづき発せられ、国会の両院で承認された布告は、三年を超えて施行されつづけることはない。しかしながら、同条(5)項によれば、同条(1)項の規定にもとづいて発せられた布告の、一年を超える期間効力を継続することを承認する決議は、①当該州の全域又は一部に非常事態の布告が施行されているとき、及び②選挙委員会(1)項にもとづいて発せられた布告の継続が同項の規定にもとづいて当該州立法院の総選挙を行なうにあたっての困難のゆえに必要であると認めるとき、という二つの要件をみたさなければ国会のいずれの議院によつても可決することは出来ない。」

パンジャブ州に関して一九八七年五月一日に出された布告についての三年の期間は、一九九〇年五月一〇日で満了することになるが、この(5)項の二つの条件はともに満たされていない。パンジャブ州の一般の状況は、州立法院の選挙が自由かつ平穩に行なわれるという期待を抱かせるにはいたっていない。

最近、パンジャブ州知事が招集した全政党会議（於・チャンデイガール）に出席した各政党の代表者たちも、州立法院選挙実施の前にまず最初に話し合いのできる状況が、つくられねばならないという意見をもつにいたった。それゆえ、憲法第三五六条(4)項及び(5)項は、パンジャブ州に関しては三年六月にまで前記布告を延長することが出来るよう改正することが必要である。」（一九九〇年四月一六日施行）

#### 65. 憲法第六五次改正

第三三八条は、「指定カースト及び指定部族のための特別官」のタイトルの下に(1)〜(3)項で構成されていた。この第六五次改正でタイトルが「指定カースト及び指定部族のための全国委員会」に変更され、(1)項及び(2)項が大幅に改正されて(1)項〜(9)項となった。また、この改正にもない、元の(3)項が(10)項とされた。この改正目的及び理由は、次のように述べられている。

「憲法第三三八条は、指定カースト及び指定部族のために定められた憲法上の保護に関するすべての事項を調査し、その活動を大統領に報告する任務を有する、指定カースト及び指定部族のための特別官について規定している。しかしながら、現在の一人の特別官よりも、高度の知識を有する五人の委員で構成する委員会の方が、指定カースト及び指定部族の憲法上の保護

に関して一層有効な制度だと思われる。また、それらの保護の効果的な実施のために連邦又は州が採るべき措置ならびに指定カースト及び指定部族の保護、福祉及び社会的・経済的發展のためのその他の措置を施行し、国会の制定した法律にもとづき大統領が規則で具体化した、指定カースト及び指定部族の保護、福祉及び發展・進歩に関するその他の活動をこの委員会に委ねることが必要だと思われる。さらに、この委員会の報告書は、大統領及び各州議会に提出すべきだと考える。」

この改正法案は、これらの目的を実現することをめざすものである。」（一九九〇年六月七日施行）

#### 66. 憲法第六六次改正

次のような改正目的・理由から、第九付則に五五の法令が追加された。

「憲法第三一B条は、第九付則に規定する法律及び規則が憲法第三編で定められた基本権と両立せず又はそれを除去若しくは制限するという理由で無効とはならないことを明記している。これまで、進歩的な立法が訴訟によってその効力に疑念をいだかれたときには、この第九付則に規定するという手段がとられてきた。」

この趣旨から、土地改革及び農地保有の上限に関するいくつ

かの州法がすでに第九付則に明記されている。政府は、土地改革が重要であると考えており、すべての土地改革法が裁判所でその効力を争われることのないよう、すべての土地改革法を第九付則に列挙することを決定した。アーンドラ・プラデーシユ、ビハール、グジャラート、ヒマチャール・プラデーシユ、カルナータカ、ケーララ、マディヤー・プラデーシユ、オリッサ、マハラーシシュトラ、ラジャースタン、ウツタル・プラデーシユ、西ベンガル、タミール・ナードウのそれぞれの州政府及びボンディシェリー連邦領行政府も、第九付則中に土地改革に關するいくつかの法律を明記することを提案している。

なお、すでに第九付則に列挙されている法律の改正法が、当然に第三一B条の適用をうけるわけではないので、いくつかの改正法も第九付則に明記することを提案する。(一九九〇年六月七日施行)

#### 67. 憲法第六七次改正

次のような目的及び理由から、第三五六条の改正が提案され、同条(4)項第三但書が改正された。(一九九〇年一〇月四日施行)

「憲法第三五六条(4)項の規定によれば、同条にもとづき発せられ、国会の両院で承認された布告は三年を超えて施行されつづけることはない。しかしながら、同条(5)項によれば、同条(1)

項の規定にもとづいて発せられた布告の、一年を超える期間効力を繼續することを承認する決議は、当該州の全域又は一部に非常事態の布告が施行されているとき、及び選挙委員会が(1)項にもとづいて発せられた布告の繼續が同項の規定にもとづいて当該州立法院の総選挙を行なうにあつての困難のゆえに必要であると認めるとき、という二つの要件をみたさなければ国会のいずれの議院によつても可決することは出来ない。

パンジャブ州に關して一九八七年五月一日に出された布告に於いての三年の期間は、一九九〇年憲法(第六四次改正)法により三年六月に延長され、第三五六条(5)項もパンジャブ州立法院の選挙を行なうことができるよう同改正法により適切に改正された。しかしながら、パンジャブ州における一般的状況は、同州立法院の選挙が自由かつ平穩に行なわれるという期待を抱かせるには今なおいたっていない。それゆえ、憲法第三五六条(4)項は、パンジャブ州に關する前記布告を四年にまで延長するために改正すべきである。」

#### 68. 憲法第六八次改正

この憲法第六八次改正の改正目的及び理由は、前回の第六七次改正にあつて示された改正目的及び理由と同趣旨の内容であるが、さらに次のように述べて、第三五六条(4)項第三但書に

「四年」とあるのを「五年」に変更した。(一九九一年三月一日施行)

「……保安隊からの攻撃にもかかわらず、パンジャブ州ではテロリストの暴力が今なお続いている。同州における一般的状況は、州立法院選挙が公正、自由かつ平穩に行なわれるまでにいたってはいない。したがって、憲法第三五六条(4)項は、パンジャブ州に関する前記布告を五年にまで延長できるように改正することを提案する。」

#### 69・憲法第六九次改正

この改正により、国家首都デリーに特別の機構を設け、権限を与える第二三九A A条及び第二三九A B条が新設された。改正目的及び理由は、次のとおりである。(一九九一年二月二一日大統領認証、一九九二年二月一日施行)

「インド政府は、デリー連邦領の行政機構を再編成する問題についてこれまでも何度か検討してきた。一九八七年二月二四日、インド政府はデリーの行政に関する諸問題を調査し、とりわけ行政機構効率化の措置を勧告するための委員会を任命した。この委員会は、付託された問題を詳細に調査し、さまざまな個人、団体、政党その他の専門家との意見交換を行ない、連邦機構に組み入れられた他の国々の国家首都の整備状況を考

慮し、さらには憲法制定議会での審議、これまでの委員会・審議会での論議をもふまえて、この問題を検討した。このような詳細な調査・審議の後、委員会は、デリーは連邦領であり続けるべきであり、一般市民についての関係事項を扱う適切な権限を有する立法院 (Legislative Assembly) とその立法院に責任を負う次官会議 (Council of Ministers) とを設けるべきだと勧告した。また、国家首都の整備が安定・継続することを保証するため、憲法にその整備についての規定を挿入し、連邦領中の国家首都に特別の地位を与えるべきことも勧告した。」

#### 70・憲法第七〇次改正

改正目的及び理由は、次のように述べられている。

「一九九一年憲法(第七四次改正)法案及び一九九一年国家首都政府法案を審議する中で、憲法第五四条にもとづいて行なわれる大統領選挙のための選挙会の中に、連邦領立法院からの代表議員も含めることに賛成する見解を両院は表明していた。大統領選挙について定めた第五四条は、国会の両議院の選挙された議員と、(連邦領を除く) 州立法院の選挙された議員で構成される選挙会を定めている。また、大統領選挙の方法を定める第五五条も、州立法院についてふれている。したがって、第五四条及び第五五条の「州」とは、大統領選挙のための選挙会

の構成についてはデリー国家首都地区とポンディシェリー連邦領を含むものと定める原注(Explanation)を第五四条に挿入することが必要であると思われる。このことによつて、第二三九A条にもついで、ポンディシェリー連邦領のために創設された議会からの代表議員と、第二三九AA条にもついで設置されることになっているデリー国家首都立法院からの代表議員とが大統領選挙に加わることが可能になる。

一九九一年憲法(第七四次改正)法案は、一九九一年一月二二日大統領の認証をうけ、一九九一年憲法(第六九次改正)法として成立した。この法案は、当初衆議院において、第二三九AA条(7)項に(b)号を追加する提案として出されていた。この提案は、その(b)号の追加には二分の一以上の州議会の承認を必要とするとしていたので、その後廃案となつてしまつた。このことによつてデリー連邦立法院の早期の構成が遅れてしまつたのである。したがつて、前記提案項目(第二三九AA条(7)項の改正)は遑及して、すなわち一九九一年一月二二日から効力を有するものとして追加することを提案したい。」

この第七〇次改正によつて、①第五四条に「原注」が挿入され、②第二三九AA条(7)項が改正された。(一九九二年八月一二日施行)

## インド憲法の改正

### 71. 憲法第七一次改正

憲法第八付則に列挙された言語に、いくつかの言語を追加すべきだという主張がかなり以前からなされていた。この第七一次改正では、第八付則に、Konkani、Manipuri及びNepali語の三つの言語が追加された。なお、Nepali語は、一定の地域ではGorkha Bhasaとも呼ばれており、国勢調査では、Gorkhali、Gorkhi、Gurkhiya、KhasuraあるいはNepaliという学術用語が用いられてきた。(一九九二年八月三十一日施行)

### 72. 憲法第七二次改正

次のような目的及び理由から、第三三二条の改正が提案され、第三三二条(3B)項が新設された。(一九九二年一月四日大統領認証、一九九二年二月五日施行)

「一九八八年八月一二日、インド政府とトリプラ義勇軍との間で紛争解決のための覚書がかわされた。この覚書は、トリプラ州統治における部族の役割・割りあてを以前より増加することを認めている。したがつて、憲法の規定にかかわらず、トリプラ州立法院の議席中指定部族に保留される割合を増加し、現在の議席数を解散のときまで変更しない、という憲法改正が必要となる。

この目的のために、政府は一九九〇年憲法(第六九次改正)

法案を国会に提出したが第九期衆議院の解散のため廃案となった。

前記目的を達成し、部族民間の信頼を回復するため、トリプラ州立法院での指定部族への保留議席最低数を定めるための措置がすみやかにとられなければならない。」

#### 73. 憲法第七三次改正

憲法第四〇条は、村パンチャヤトについて定め、「それが自治単位としての機能をもつに必要な権限を与えなければならない」ことを明記している。第七三次改正は、第七次改正により削除された第九編(第一付則D編に規定する領域及び同付則に規定されていないその他の領域)を、パンチャヤトに関する新たな編とした。このことにもない、第二八〇条(3)項に(bb)号が挿入され、第一付則が新設された。(一九九三年四月二〇日大統領認証、同年四月二四日施行)

#### 74. 憲法第七四次改正

第七三次改正につづき、都市地域における自治を拡充するため、第九A編(自治都市)が、この第七四次改正によって新設された。このことにもない、第二八〇条(3)項が改正され、第一付則が新設された。(一九九三年四月二〇日大統領認証、同年六月一日施行)

#### 75. 憲法第七五次改正

改正目的及び理由は、次のように述べられている。

「今日、多くの州でみられるように地代・家賃統制法の運用は、多数の弱者を苦しめており、予期しなかった結果をもたらしている。これらの立法の弊害は、目的のはっきりしない老大な数の訴訟が提起されていることにもあらわれている。裁判所は、同法の適用を避け、地代・家賃を堅実に収縮させるための慣行と制度を案出する時宜にかなった裁判を行なうことができないでいる。

最高裁は、*Prabakaran Nair v. State of Tamil Nadu* 事件判決において、次のように述べている。

『最高裁及び高裁は、地代・家賃訴訟の過重負担を免れねばならない。多くの上訴は、削減しなければならない。法律は簡潔、合理的かつ明確でなければならない。これら諸法律はすみやかにその使命を終えるべきである。そして、迅速な手続を有し、全インドに管轄権をもつ全国地代・家賃審判所(National Rent Tribunal)の構想を検討すべきである。』

したがって、州レベルでの地代・家賃審判所を設置する規定を定めることによって、地代・家賃訴訟者に対する時宜にかなった救済を行ない、老大な数の上訴を減少させ、最高裁が憲

法第一三六条にもとづいて管轄権を有するものを除き全ての裁判所の管轄権を除外するため、憲法第一四A編第三三B条の改正を提案する。」

この趣旨から、第三三B条(2)項が改正された。(一九九四年二月五日施行)

### 76・憲法第七六次改正

憲法第三一B条は、憲法第九付則中に規定する法律及び規則は、憲法第三編で定められた基本権と両立せず、又はそれを除去若しくは制限するという理由で無効とみなされることがないことを明記している。土地改革法の重要性に鑑み、第六六次改正で五五の法令が第九付則に追加された。第七六次改正では、このあとに、さらに一つの法律が追加された。(一九九四年八月三十一日施行)

### 二二・インド憲法(抄)

#### 第五四条(大統領選挙)

大統領は、次に掲げる者からなる選挙会の構成員が選挙する。

- (a) 国会の両議院の選挙された議員
- (b) 州立法院の選挙された議員

〔原注〕 この条及び第五五条における「州」には、デリー国

インド憲法の改正

家首都地区とボンダイシェリー連邦領を含むものとする。

### 第二三九AA条(デリーに関する特別規定)

(1) 一九九一年憲法(第六九次改正) 法施行の日からデリー連邦領は、デリー国家首都地区と呼ぶものとし(以下、この編では国家首都地区と略記する)、第二三九条にもとづいて任命される行政官は副知事として任命される。

(2)(a) 国家首都地区に立法院をおき、同立法院は、国家首都地区の地域的選挙区から直接選挙によって選出された議員で構成する。

(b) 同立法院の議席数、指定カーストに保留する議席数、国家首都地区の地域的選挙区割(この区割の根拠も含む)、及び同立法院の活動に関するその他のすべての事項は、国会が法律により定める。

(c) 第三二四条から第三二七条及び第三二九条の規定は、国家首都地区、国家首都地区立法院及びその議員に関しては、州、州立法院及びその議員に関するそれぞれの規定を適用するものとする。また、第三二六条及び第三二九条に定められた「当該議会」とは、国会をさすものとする。

(3)(a) この憲法の規定したが、同立法院は、州管轄事項表1、



2 及び 18 項目と、これらの項目に関係する同管轄事項表 64、65 及び 66 項目に関する事項を除き、連邦領に適用される州管轄事項表及び共通管轄事項表に挙げる全ての事項に関して、国家首都地区の全域又は一部に適用される法律を制定することができる。

(b) (a)号の規定は、連邦領又はその一部についてのいかなる事項に関しても法律を制定することができる、国会の憲法上の権限をそこなうものではない。

(c) 同立法院が制定した法律の規定が、その事項について国会が制定した法律の規定と抵触するときには、その法律が立法院の制定した法律の前に制定されたの後に制定されたのかを問わず、又は同立法院が制定した法律以外の以前の法律なのかを問わず、国会が制定した法律又は同種の以前の法律が優先し、同立法院が制定した法律は、それらの法律に抵触するかぎり無効となる。

ただし、同立法院が制定した法律が大統領の考慮を留保しており、大統領の認証をうけたときには、この法律が国家首都地区では優先する。

また、この項の規定は、国会が同立法院の制定した法律の規定する事項に対して付加、修正、変更を行ない又は廃止するこ

とを妨げるものではない。

(4) 同立法院議員の 10% 以下の議員で構成する次官会議をおく。この次官会議には、長として長官をおき、副知事が法律により又は法律にもとづいてその裁量で処理することを認められている事項を除き、同立法院が法律を制定する権限を有する事項に関して副知事の権限行使を補佐し、助言する。

ただし、副知事とその次官との間で意見の相違が生じたときには、副知事はそれを大統領の決定に委ね、大統領の決定にもとづいて処理しなければならない。この決定が出るまでに速やかな処分が必要であるとみなしたときには、副知事は必要であると考えた措置をとり、指令を与えることができる。

(5) 長官は大統領が任命し、その他の次官は長官の助言にもとづいて大統領が任命する。次官は、大統領の信任の存する期間その職にある。

(6) 次官会議は、同立法院に対し連帯して責任を負う。

(7) (a) 国会は、法律により前項までの規定及びそれらに付随し、それらから生ずる全ての事項を実施し、補足する規定をもつけることができる。

(b) (a)号でいう法律は、それがこの憲法を改正し又は改正する効果をもつ規定を含むものであったとしても、第三六八

条にもとづく憲法の改正とみなされてはならない。

- (8) 第二三九B条の規定は、国家首都地区、副知事及び同立法院に関しては、それぞれボンディシェリー連邦領、行政官及び同議会に関する規定を適用する。また同条の「第二三九A条(1)項」という文言は、この条又は第二三九A B条とみなされる。

#### 第二三九A B条（憲法機構運用不能の場合の規定）

大統領は、副知事からの報告その他により、次のいずれかの号に該当すると認めるときには、第二三九A A条の規定又は同条の実施のために制定された法律の規定の全部若しくは一部の運用を当該法律で定めた期間、条件にしたがい、命令によつて停止することができる。また、第二三九条及び第二三九A A条の規定にしたがい国家首都地区の行政に必要かつ適切と認める付随的、結果的規定を制定することが出来る。

- (a) 国家首都地区の行政が、第二三九A A条の規定若しくは同条の実施のために制定された法律の規定にもとづいて実施できない状況が発生していること、又は
- (b) 国家首都地区の行政を適切に行なうために前記命令を発することが必要・適当であること

### 第九編 パンチャヤト

#### 第二四三条（定義）

この編においては、文脈の許すかぎり、

- (a) 「地区」とは、州の中の一つの地区をいう。
- (b) 「グラム・サーバ」とは、村規模でのパンチャヤト地域内にある村に関して、選挙人名簿に登録されたものが構成する機関をいう。
- (c) 「中間規模」とは、この編のために州知事が中間規模であると公示によつて定めた、村と地区との間の規模をいう。
- (d) 「パンチャヤト」とは、農村地域のために第二四三B条にもとづいて組織された自治組織（それがどのような名称でよばれようと）をいう。
- (e) 「パンチャヤト地域」とは、パンチャヤトの地域的領域をいう。
- (f) 「人口」とは、関連数字が発表されている直近の人口調査において確定された人口をいう。
- (g) 「村」とは、知事が公示により、この編のために村と定めたものをいい、その村の集合を含むものとする。

**第二四三A条(グラム・サーバ)**

グラム・サーバは、州議会が法律により定めた権限を行使し、村規模でその活動を行なう。

**第二四三B条(パンチャーヤトの構成)**

(1) すべての州に、この編の規定にしたがい、村規模、中間規模及び地区規模のパンチャーヤトをおく。

(2) (1)項の規定にかかわらず、中間規模のパンチャーヤトは、人口が二百万を超えない州ではおかないものとする。

**第二四三C条(パンチャーヤトの組織)**

(1) この編の規定にしたがい、州議会は、法律によりパンチャーヤトの組織に関して定める。

ただし、すべての規模のパンチャーヤト地域の人口と選挙によって選ばれる当該パンチャーヤトの議席数との間の割合は、できるかぎりその州内で等しくしなければならない。

(2) パンチャーヤトの全議席は、そのパンチャーヤト地域内の地域の選挙区から直接選挙によって選ばれるものとし、各パンチャーヤト地域は、各選挙区の人口とその選挙区に割りあてゑる議席数との割合ができるかぎりパンチャーヤト地域内で等しくなるよう、地域的選挙区に区割される。

(3) 州議会は、法律により、次の代表について定める。

(a) 中間規模パンチャーヤト内の、又は中間規模パンチャーヤトをもたない州では地区規模パンチャーヤト内の村規模パンチャーヤト議長について

(b) 地区規模パンチャーヤト内の中間規模パンチャーヤトの議長について

(c) 州において、村規模パンチャーヤト以外のパンチャーヤト地域全体又はその一部で構成する選挙区を代表する衆議院議員及び州立法院議員について

(d) 次の地域内で選挙人として登録された、参議院議員及び州立法参事会議員について

(i) 中間規模パンチャーヤト内の、中間規模パンチャーヤト地域

(ii) 地区規模パンチャーヤト内の、中間規模パンチャーヤト地域

(4) パンチャーヤト議長及びパンチャーヤトのその他の議員は、そのパンチャーヤト地域の地域の選挙区から直接選挙で選ばれたか否かにかかわらず、そのパンチャーヤトの会議で表決権を有する。

(5)(a) 村規模パンチャーヤト議長は、州議会が法律により定める方法で選出される。

(b) 中間規模パンチャーヤト又は地区規模パンチャーヤトの議長は、そのパンチャーヤトの選出議員により互選される。

#### 第二四三D条（議席の保留）

(1) すべてのパンチャーヤトにおいて、(a) 指定カースト及び(b) 指定部族に議席を保留する。また、当該パンチャーヤト内で直接選挙によって選出される全議席中で保留される議席数は、当該パンチャーヤト地域内での指定カーストの人口又は同地域内の指定部族の人口が当該地域の全人口に占める比率とできるだけ均しくなるように定めるものとする。さらに、その保留議席は、パンチャーヤト内の異なった選挙区へ交代で割りあてられるものとする。

(2) (1) 項にもとづいて保留する議席の三分の一以上は、指定カーストに属する女性に保留するものとし、指定部族についても同様とする。

(3) すべてのパンチャーヤトで直接選挙によって選ばれる全議席数の三分の一以上（指定カースト及び指定部族に属する女性に保留する議席数も含む）は、女性のために保留するものとし、この議席はパンチャーヤト内の異なった選挙区へ交代で割りあてるものとする。

(4) 村規模又はその他の規模のパンチャーヤトにおいて、議長

職は、州議会が法律により定める方法で、指定カースト、指定部族及び女性に保留される。

ただし、当該州の各規模のパンチャーヤトで指定カースト及び指定部族に保留される議長職の数は、指定カースト又は指定部族がその州の全人口に占める割合とできるだけ均しくなるように定めるものとする。

また、各規模のパンチャーヤトで、議長職の三分の一以上を女性に保留しなければならない。

さらに、この項で保留する官職の数は、それぞれの規模で、異なったパンチャーヤトに交代で割りあてられるものとする。

(5) (1) 項及び(2) 項にもとづく議席の保留ならびに(4) 項にもとづく議長職の保留（女性への保留を除く）は、第三三四条で定められた期間の満了によってその効力を失う。

(6) この編の規定は、州議会が後進階層市民のためにそれぞれの規模のパンチャーヤトでの議席の保留又は議長職の保留についての規定をもうけることを妨げるものではない。

#### 第二四三E条（パンチャーヤトの任期など）

(1) すべてのパンチャーヤトは、そのときに効力を有する法律にもとづいて解散される場合を除き、最初の開会指定日から五年の期間継続し、その任期を終える。

(2) (1)項で定める任期が満了するまでは、そのときに効力を有するいかなる法律の改正も、その改正のときに活動している各規模パンチャーヤトの解散を生ぜしめる効力をもつものではない。

(3) パンチャーヤトを組織する選挙は、次の場合に行なわれる。

(a) (1)項で定められた任期満了前

(b) 解散の日から六月の期間内

ただし、解散されたパンチャーヤトの任期の残余期間が六月未満のときには、パンチャーヤトを組織するため、この項にもとづいて選挙を行なう必要はない。

(4) 任期満了前、パンチャーヤトの解散によつて組織されたパンチャーヤトは、解散したパンチャーヤトが(1)項にもとづいて解散されなければ継続するはずであつた期間の残余期間のみ継続する。

### 第二四三F条 (議員の欠格事由)

(1) 次の各号の一に該当する者は、パンチャーヤトの議員に選挙される資格を有せず、又は議員であることができない。

(a) 当該州議会の選挙について、現に効力を有する法律により、又はその法律にもとづいて欠格とされたとき

ただし、何人も二二歳に達しているときには、二五歳未満で

あるという理由で欠格とされてはならない。

(b) 当該州議会が制定した法律により、又はその法律にもとづいて欠格とされたとき

(2) パンチャーヤト議員が(1)項に規定する欠格事由のいずれかに該当するか否かの争いが生じたときには、その争いは州議会が法律で定める機関が、その法律で定めた方法で決定する。

### 第二四三G条 (パンチャーヤトの権能、権限及び責務)

憲法の規定にしたがい、州議会は、法律によりパンチャーヤトが自治統治機構として活動するのに必要な権能と権限をパンチャーヤトに与えることができる。また、この法律は、次の事項に関して、その中で明記する条件にしたがつて適切な規模のパンチャーヤトに権能と責務を付与する規定を含むものとする。

(a) 経済的發展及び社会正義のための計画の策定

(b) 第一一付則に列記された事項に関するものを含め、パンチャーヤトに委ねる、経済的發展と社会正義のための計画の実施

### 第二四三H条 (パンチャーヤトの課税権及びパンチャーヤト

#### 基金)

州議会は、法律で次のことを明記するものとする。

(a) 法律で定めた手続及び制限にしたがい、パンチャーヤト

に租税、税、使用料及び手数料を賦課、徴収、充当する権限を与えること

(b) 法律で定めた目的及び条件・制限にしたがい、州政府が賦課、徴収した租税、税、使用料及び手数料をパンチャヤトにわりあてること

(c) パンチャヤトに交付する、州統合基金からの補助金について定めること

(d) パンチャヤトにより又はパンチャヤトのために配分された全ての金銭の貸付、引出しを扱う基金の組織について定めること

#### 第二四三―条 (財務状況を審査する財務委員会の構成)

(1) 州知事は、一九九二年憲法(第七三次改正) 法施行後一年以内に財務委員会をおく。同委員会はその後五年ごとに更新されるものとし、パンチャヤトの財務状況を審査し、次に掲げる事項について知事に勧告する。

(a) 次の事項を行なう原則

(i) 州が徴収した租税、税、使用料及び手数料の純収入を、この編の規定にもとづいて州とパンチャヤトとの間で配分し、同収入をそれぞれの割合で各規模パンチャヤト間に配分すること

インド憲法の改正

(ii) パンチャヤトに配分され又は割り当てられる租税、税、使用料及び手数料の決定

(iii) パンチャヤトへの州統合基金からの補助金

(b) パンチャヤトの財務状況を改善するのに必要な措置

(c) パンチャヤトの健全な財務をはかるため、知事が財務委員会に付託するその他の事項

(2) 州議会は、法律により、財務委員会の組織、委員の任命資格及びその選任方法を定める。

(3) 財務委員会は、その手続を定めることができる。また、その職責をはたすために、州議会が法律で同委員会に与える権限を有する。

(4) 知事は、この条の規定にもとづいて財務委員会が行なうすべての勧告を、当該勧告に対して知事が採った措置に関する説明書とともに、州議会に提出しなければならない。

#### 第二四三―J条 (パンチャヤト会計の監査)

州議会は、法律により、パンチャヤト会計の管理及び同会計の監査に関する規定をもうける。

#### 第二四三―K条 (パンチャヤトの選挙)

(1) パンチャヤトのすべての選挙についての、選挙人名簿の準備及び選挙の実施を監督し、指令し及び管理する権限は、知

二〇五 (一〇五七)

事が任命する州選挙委員で構成する州選挙委員会に与えられる。  
(2) 州選挙委員の服務条件及び服務期間は、州議会が制定する法律の規定にしたがい、知事が規則で定めるものとする。

ただし、州選挙委員は、高等裁判所裁判官と同様の方法及び理由によるほかは解任されることはない。また、州選挙委員の服務条件は、その任命後本人の不利益となるよう変更してはならない。

(3) 州知事は、州選挙委員会の要求があるときには、(1)項の規定にもとづいて州選挙委員会に与えられた権能を行使するために必要な職員を州選挙委員会に配属しなければならない。

(4) 州議会は、この憲法の規定にしたがい、法律によりパンチャヤトの選挙に関するすべての事項について規定をもうけることができる。

### 第二四三L条(連邦領への適用)

この編の規定は、連邦領に適用されるものとし、連邦領への適用にさいしては、州知事への規定は第二三九条にもとづいて任命される連邦領行政官への規定として、州議会又は州立法院への規定は、立法院をもつ連邦領に關してはその立法院への規定としての効力を有する。

ただし、大統領は公示により、この編の規定を連邦領又はそ

の一部に、公示の中で定めた読み替えをして適用することを命ずることができる。

### 第二四三M条(一定の地域へのこの編の不適用)

(1) この編の規定は、第二四四条(1)項に規定する指定地域、及び同条(2)項に規定する部族地域には適用しない。

(2) この編の規定は、次の地域には適用しない。

(a) ナーガランド州、メガーラーヤ州及びミゾーラム州

(b) 法律にもとづく権限を有する地区評議会が存在するマニ

プール州高地地域

(3) この編の規定は、

(a) 地区規模パンチャヤトに關しては、法律にもとづく権限を有するダージリン・ゴルカ高地評議会が存在する、西

ベンガル州ダージリン地区高地地域には適用しない。

(b) 前号の法律にもとづいて組織されたダージリン・ゴルカ

高地評議会の活動と権限に影響を与えるものと解釈しては

ならない。

(4) この憲法の規定にかかわらず、

(a) (2)項(a)号に規定する州の議会が、当該州の立法院で全議

員の過半数でかつ出席し投票する議員の三分の二以上の多

数によって議決したときには、法律により当該州にこの編

を適用する。ただし、(1)項に規定する地域がその州にあるときは、その地域を除く。

(b) 国会は、法律により、同法律で定めた読み替えをおこなって、(1)項に規定する指定地域及び部族地域にこの編の規定を適用する。また、この法律は、第三六八条に定めるこの憲法の改正とみなされてはならない。

#### 第二四三N条（現行法及びパンチャヤトの継続）

この編の規定にかかわらず、一九九二年憲法（第七二次改正）施行のときに州において効力を有するパンチャヤトに関する法律の規定で、この編の規定と抵触するものは、権限を有する議会若しくはその他権限を有する機関により改正若しくは廃止されるか又はこの憲法改正が施行されて一年の期間が経過するか、いずれか早い時期が来るまでその効力を継続するものとする。

ただし、この憲法改正のときに存在するすべてのパンチャヤトは、その州の立法院がその州に立法参事会がある場合にはいずれかの議院が解散決議を可決することによってただちに解散される場合を除いて、その任期満了まで継続するものとする。

#### 第二四三O条（選挙事項に対する裁判所の干与の排除）

この憲法の規定にかかわらず、

インド憲法の改正

(a) 第二四三K条の規定にもとづいて行なわれ又は同条の実施のために行なわれる、選挙区の画定、当該選挙区への議席割りあてに関する法律の効力は、裁判所により審査されない。

(b) パンチャヤトの選挙は、州議会が制定する法律により又はこれにもとづいて定められた機関と方法により提出される選挙訴願による場合を除き、審査されない。

#### 第九A編 自治都市

##### 第二四三P条（定義）

この編においては、文脈の許すかぎり、

(a) 『委員会』とは、第二四三S条にもとづいて組織された委員会をいう。

(b) 『地区』とは、一州内の一地区をいう。

(c) 『大都市地域』とは、人口が百万以上で、一以上の地区から成り、かつ二以上の自治都市、パンチャヤト又はその他の隣接した地域から構成されるものであって、知事が公示により、この編のために大都市地域であると定めたものをいう。

(d) 『自治都市地域』とは、知事が公示した、自治都市の地

二〇七（一〇五九）



域的区域をいう。

(e) 『自治都市』とは、第二四三Q条にもとづいて組織された自治政府の機構をいう。

(f) 『パンチャーヤト』とは、第二四三B条にもとづいて組織されたパンチャーヤトをいう。

(g) 『人口』とは、関連数字が発表されている直近の人口調査において確定された人口をいう。

### 第二四三Q条(自治都市の構成)

(1) この編の規定にしたがい、すべての州に次の組織をおく。

(a) 移行地域、すなわち農村地域から都市地域へ移行しつつある地域にナガール・パンチャーヤト(それをどのように呼ぼうとも)

(b) 小都市地域に自治都市評議会

(c) 大都市地域に自治都市体

ただし、この条の規定にもとづく自治都市は、地域の規模及びその地域の産業施設が提供し又は提供することになっている都市サービスその他知事が適当と認めた要件を有する都市地域又はその一部を、知事が公示によって産業都市と定めたときには構成されない。

(2) この条において、『移行地域』、『小都市地域』又は『大都市

市地域』とは、その地域の人口、人口密度、地方行政の財源、非農業活動への就業率、経済的重要性その他知事が適当とみためた要件をみだす地域で、知事がこの編のために公示によって定めたものをいう。

### 第二四三R条(自治都市の組織)

(1) (2)項に規定したものを除き、自治都市の全ての議席は、自治都市地域内の地域的選挙区から直接選挙によって選ばれるものとし、この選挙のために各自治都市地域は、区と呼ばれる地域的選挙区に区割される。

(2) 州議会は、法律で次の事項を定める。

(a) 自治都市の代表について、

(i) 自治都市行政に特別の知識又は経験を有する者

(ii) 自治都市地域の全域又は一部で構成する選挙区を代表する衆議院議員及び州立法院議員

(iii) 自治都市地域内で選挙人として登録されている、参議院議員及び州立法参事会議員

(iv) 第二四三S条(5)項の規定にもとづいて組織された委員

会の委員長

ただし、(i)目に定める者は、自治都市会議で表決権を有しない。

(b) 自治都市議長の選出方法について

自治都市議長の選出方法について

### 第二四三S条（区委員会の構成と組織など）

- (1) 自治都市の地域内で三〇万以上の人口を有する地域に、以上の区からなる区委員会をおく。
- (2) 州議会は、法律により次に掲げる事項に関する規定をもうける。

#### (a) 区委員会の組織及び地域

#### (b) 区委員会の委員を選任する方法

- (3) 区委員会の地域内の一つの区を代表する自治都市議員は、同委員会の委員でなければならない。
- (4) 区委員会において、次に掲げる者は、その委員会の委員長となる。
  - (a) 一つの区において、自治都市内でその区を代表する委員
  - (b) 二つ以上の区において、区委員会の委員により選出される自治都市内で当該区を代表する一人の委員

- (5) この条の規定は、州議会が、区委員会に加えて委員会の構成についての規定をもうけることを妨げるものではない。

### 第二四三T条（議席の保留）

- (1) すべての自治都市において、指定カースト及び指定部族のために議席を保留する。また、当該自治都市内で直接選挙によって選出される全議席中で保留される議席数は、当該自治都

市地域内での指定カーストの人口又は同地域内での指定部族の人口が当該地域の全人口に占める比率とできるだけ均しくなるように定めるものとする。さらに、その保留議席は、自治都市内の異なった選挙区へ交代で割りあてるものとする。

- (2) (1)項にもとづいて保留する議席の三分の一以上は、指定カーストに属する女性に保留するものとし、指定部族についても同様とする。

- (3) すべての自治都市で直接選挙によって選ばれる全議席数の三分の一以上（指定カースト及び指定部族に属する女性に保留する議席数も含む）は、女性のために保留するものとし、この議席は自治都市内の異なった選挙区へ交代で割りあてるものとする。

- (4) 自治都市における委員長職は、州議会が法律により定める方法で、指定カースト、指定部族及び女性に保留される。

- (5) (1)項及び(2)項にもとづく議席の保留ならびに(4)項にもとづく委員長職の保留（女性への保留を除く）は、第三三四条で定められた期間の満了によってその効力を失う。

- (6) この編の規定は、州議会が後進階層市民のためにそれぞれの自治都市での議席の保留又は自治都市の委員長職の保留についての規定をもうけることを妨げるものではない。

**第二四三U条（自治都市の任期など）**

(1) すべての自治都市は、そのときに効力を有する法律にもとづいて解散される場合を除き、最初の開会指定日から五年の間継続し、その任期を終える。

ただし、その解散の前に、自治都市は十分な聴聞の機会を与えられねばならない。

(2) (1)項で定める任期が満了するまでは、そのときに効力を有するいかなる法律の改正も、その改正のときに活動している各規模自治都市の解散を生ぜしめる効果をもつものではない。

(3) 自治都市を組織する選挙は、次の場合に行なわれる。

(a) (1)項で定められた任期満了前

(b) 解散の日から六月の期間内

ただし、解散された自治都市の任期の残余期間が六月未満のときには、自治都市を組織するため、この項にもとづいて選挙を行なう必要はない。

(4) 任期満了前、自治都市の解散によって組織された自治都市は、解散した自治都市が(1)項にもとづいて解散されなければ継続するはずであった期間の残余期間のみ継続する。

**第二四三V条（委員の欠格事由）**

(1) 次の各号の一に該当する者は、自治都市の委員に選挙され

る資格を有せず、又は委員であることができない。

(a) 当該州議会の選挙について、現に効力を有する法律により、又はその法律にもとづいて欠格とされたとき

ただし、何人も二一歳に達しているときには、二五歳未満であるという理由で欠格とされてはならない。

(b) 当該州議会が制定した法律により、又はその法律にもとづいて欠格とされたとき

(2) 自治都市の委員が(1)項に規定する欠格事由のいずれかに該当するか否かの争いが生じたときには、その争いは州議会が法律で定める機関が、その法律で定めた方法で決定する。

**第二四三W条（自治都市の権能、権限及び責務など）**

憲法の規定にしたがい、州議会は、法律により次のものを自治都市に与えることができる。

(a) 自治都市が自治統治機構として活動するのに必要な権能と権限。また、当該法律は、その中で明記する条件にしたがって、次の事項に関して自治都市に権能と責務を付与する規定を含むものとする。

(i) 経済的發展及び社会正義のための計画の策定

(ii) 第二二付則に列記された事項に関するものを含め、自

治都市に委ねる作用の遂行と計画の実施

(b) 第一二付則に列記された事項に関するものを含め、自治都市に委ねられた責務を履行するのに必要な権能と権限を有する委員会。

#### 第二四三X条（自治都市の課税権及び自治都市基金）

州議会は、法律で次のことを明記するものとする。

(a) 法律で定めた手続及び制限にしたがい、自治都市に租税、使用料及び手数料を賦課、徴収、充当する権限を与えること

(b) 法律で定めた目的及び条件・制限にしたがい、州政府が賦課、徴収した租税、税、使用料及び手数料を自治都市にわりあてること

(c) 自治都市に交付する、州統合基金からの補助金について定めること

(d) 自治都市により自治都市のために配分された全ての金銭の貸付、引出しを扱う基金の組織について定めること

#### 第二四三Y条（財務委員会）

(1) 第二四三Y条の規定にもとづいて組織する財務委員会は、自治都市の財務状況を審査し、次に掲げる事項について知事に勧告する。

(a) 次の事項を行なう原則

インド憲法の改正

(i) 州が徴収した租税、税、使用料及び手数料の純収入を、この編の規定にもとづいて州と自治都市との間で配分し、同収入をそれぞれの割合で各規模自治都市間に配分すること

(ii) 自治都市に配分され又は割りあてられる租税、税、使用料及び手数料の決定

(iii) 自治都市への州統合基金からの補助金

(b) 自治都市の財務状況を改善するのに必要な措置

(c) 自治都市の健全な財政をはかるため、知事が財務委員会に付託するその他の事項

(2) 知事は、この条の規定にもとづいて財務委員会が行なうすべての勧告を、当該勧告に対して知事が採った措置に関する説明書とともに、州議会に提出しなければならない。

#### 第二四三Z条（自治都市会計の監査）

州議会は、法律により、自治都市会計の管理及び同会計の監査に関する規定をもうける。

#### 第二四三ZA条（自治都市の選挙）

(1) 自治都市のすべての選挙についての、選挙人名簿の準備及び選挙の実施を監督し、指令し及び管理する権限は、第二四三K条の規定にしたがい、州選挙委員会に与えられる。

(2) 州議会は、この憲法の規定にしたがい、法律により自治都市の選挙に関するすべての事項について規定をもうけることができる。

#### 第二四三Z B条 (連邦領への適用)

この編の規定は、連邦領に適用されるものとし、連邦領への適用にさいしては、州知事への規定は第三三九条にもつづいて任命される連邦領行政官への規定として、州議会又は州立法院への規定は、立法院をもつ連邦領に関してはその立法院への規定としての効力を有する。

ただし、大統領は公示により、この編の規定を連邦領又はその一部に、公示の中で定めた読み替えをして適用することを命ずることができる。

#### 第二四三Z C条 (一定の地域へのこの編の不適用)

- (1) この編の規定は、第二四四条(1)項に規定する指定地域、及び同条(2)項に規定する部族地域には適用しない。
- (2) この編の規定は、法律にもつづいて西ベンガル州ダージリン地区高地地域に組織されているダージリン・ゴルカ高地評議会の活動と権限に影響を与えるものと解釈してはならない。
- (3) この憲法の規定にかかわらず、国会は、法律により、同法で定めた読み替えをおこなって、(1)項に規定する指定地域及

び部族地域にこの編の規定を適用する。また、この法律は、第三六八条に定めるこの憲法の改正とみなされてはならない。

#### 第二四三Z D条 (地区計画のための委員会)

- (1) すべての州で地区規模において、パンチャヤト及び自治都市が作成した計画を統合し、地区全体の発展案を作成する地区計画委員会をおく。
- (2) 州議会は、法律で次の事項に関する規定をもうけるものとする。

##### (a) 地区計画委員会の構成

##### (b) 同委員会の委員を選出する方法

ただし、同委員会の委員の五分の四以上は、地区規模パンチャヤト及び地区規模自治都市から選ばれた委員の中から、同地区の農村地域人口と都市地域人口との比率にしたがつて選ばなければならない。

##### (c) 同委員会に付託する地区計画に関する作用

##### (d) 同委員会の委員長を選出方法

- (3) すべての地区計画委員会は、発展計画案作成にさいして、
  - (a) 次に掲げる事項を盛り込まなければならない。
    - (i) その地域の立地計画、用水その他の物質・天然資源の配分及び都市基盤と環境保全の統一的発展を含むパン

チャーターと自治都市との間の共通利害に関する事項

- (ii) 財政的その他の方法で利用しうる資源の規模と形態
- (b) 知事が命令で定めた組織・機構に諮問しなければならぬ。

(4) すべての地区計画委員会の委員長は、同委員会が勧告する発展計画を州知事に進達しなければならない。

### 第二四三Z条（大都市計画のための委員会）

(1) すべての大都市地域において、大都市地域全体の発展案を作成する大都市計画委員会をおく。

(2) 州議会は、法律で次の事項に関する規定をもうけるものとする。

(a) 大都市計画委員会の構成

(b) 同委員会の委員を選出する方法

ただし、同委員会の委員の三分の二以上は、大都市地域内の自治都市から選ばれた委員と、パンチャヤトの委員長の中から、同地域内の自治都市人口とパンチャヤト人口との比率にしたがって選ばなければならない。

(c) インド政府及び州政府の同委員会への代表、ならびに同委員会に付託された作用を実施するのに必要とみなされる組織・機構の同委員会への代表

(d) 同委員会に付託する、大都市地域についての計画及び調整に関する作用

(e) 同委員会の委員長の選出方法

(3) すべての大都市計画委員会は、発展計画案作成にさいして、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

(a) 大都市地域における自治都市及びパンチャヤトによつて作成された計画

(ii) その地域の立地計画調整、用水その他の物質・天然資源の配分及び都市基盤と環境保全の統一的发展を含む自治都市とパンチャヤトとの間の共通利害に関する事項

(iii) インド政府及び州政府が決めた総合的目的及び優先順位

(iv) インド政府及び州政府の機関が大都市地域で行なう投資、その他財政的かそれ以外の目的かを問わず利用しうる資源の規模と性質

(b) 知事が命令で定めた組織・機構に諮問しなければならない。

(4) すべての大都市計画委員会の委員長は、同委員会が勧告する発展計画を州知事に進達しなければならない。

**第二四三ZF条（現行法及び自治都市の継続）**

この編の規定にかかわらず、一九九二年憲法（第七四次改正）法施行のときに効力を有する自治都市に関する法律の規定で、この編の規定と抵触するものは、権限を有する議会若しくはその他権限を有する機関により改正若しくは廃止されるか又はこの憲法改正が施行されて一年の期間が経過するか、いずれか早い時期が来るまでその効力を継続するものとする。

ただし、この憲法改正施行のときに存在するすべての自治都市は、その州の立法院が、その州に立法参事会がある場合にはいずれかの議院が解散決議を可決することによってただちに解散される場合を除いて、その任期満了まで継続するものとする。

**第二四三ZG条（選挙事項に対する裁判所の干与の排除）**

この憲法の規定にかかわらず、

- (a) 第二四三ZA条の規定にもとづいて行なわれ又は同条の実施のために行なわれる、選挙区の画定、当該選挙区への議席割りあてに関する法律の効力は、裁判所により審査されない。

- (b) 自治都市の選挙は、州議会が制定する法律により又はこれにもとづいて定められた機関と方法により提出される選挙訴訟による場合を除き、審査されない。

**第二八〇条（財務委員会）**

- (1) 大統領は、命令でこの憲法施行後二年以内に財務委員会をおく。同委員会は、その後五年毎に又は大統領が必要とするこれより早い時期に更新されるものとし、大統領の任命する委員長及びその他四人の委員で構成する。

- (2) 国会は、法律で、(1)項に規定する委員会委員の任命資格及び選任方法を定める。

- (3) 財務委員会は、次に掲げる事項に関し大統領に勧告する任務を有する。

- (a) この章の規定にもとづいて、連邦と州との間に分割し又は分割することのできる租税の純収入を配分すること、及び各州に対して当該収入の分与額を割りあてること

- (b) インド統合基金から州歳入へ交付する補助金についての基準

- (bb) 州において、当該州財務委員会が行なう勧告の基礎となつているパンチャヤト財源を補充し、州統合基金を増加するのに必要な措置

- (c) 州において、当該州財務委員会が行なう勧告の基礎となつている自治都市財源を補充し、州統合基金を増加するのに必要な措置

- (d) 財政を健全にするため、大統領が同委員会に付託するその他の事項
- (4) 財務委員会は、その手続きを定めることができ、また、その職責を果たすために国会が法律で与える権限を有する。

### 第三三三B条（行政審判所についてのその他の規定）

- (1) 権限を有する議会は、法律で、当該議会が立法権を有する事項に関し(2)項で定めた事項のすべて又はあるものについての争訟、不服申立て又は犯罪を、審判所が裁定又は裁判することについての規定をもうけることができる。

- (2) (1)項で規定された事項は、次に掲げるものとする。

- (a) 税の賦課、査定、徴収及び強制
- (b) 税関を通過する外国為替及び輸出入
- (c) 労使紛争
- (d) 第三一A条で定義された資産若しくはその権利を州が収用し、又は当該権利を失効若しくは変更するという方法による、又は農地の最高価格を定めるといふ方法その他の方法による土地改革
- (e) 都市財産の最高価格を定めること
- (f) 第三二九条及び第三二九A条に規定する事項を除く、国

### インド憲法の改正

会の議院又は州議会の議院についての選挙

- (g) (食用油料種子及び食用油料を含む) 食糧及び大統領が公示によりこの条の目的のために欠くことのできない物資とみなしたその他の物資の生産、調達、供給及び配分並びに当該物資の価格統制

- (h) 地代・家賃、その規制と統制、ならびに地主と借地借家人との権利、名義及び利害関係を含む保有紛争

- (i) (a)号から(h)号に定める事項に関する法律に違反する犯罪及びそれらの事項に関する手続料

- (j) (a)号から(i)号に定める事項のあるものに付随する事項

- (3) | (略) |
- (4) | (略) |

### 第三三二条（指定カースト及び指定部族に対する州立法院の議席の保留）

- (1) ~ (3A) | (略) |
- (3B) (3)項の規定にかかわらず、第一七〇条の規定にもとづいて、西暦二〇〇〇年より後に実施される最初の人口調査を基礎にして行なわれるトリプラ州立法院の議席数の再調整までは、同立法院で指定部族に保留する議席は、一九九二年憲法（第七二次



改正) 法が施行される日の、同立法院の全議席数に対する同立法院での指定部族に属する議員の割合を下回ってはならない。

(4) (6) | (略) |

**第三三四条 (議席保留及び特別代表の五〇年後における廃止)**

この編の前条までの規定にかかわらず、次に掲げる事項に関するこの憲法の規定は、この憲法施行後五〇年を経過した日にその効力を失う。

| (以下略) |

**第三三八条 (指定カースト及び指定部族のための全国委員会)**

- (1) 指定カースト及び指定部族のための委員会として、指定カースト・指定部族全国委員会をおく。
- (2) この目的のために国会が制定した法律の規定にしたがい、同委員会は、委員長、副委員長及びその他の五人の委員で構成するものとし、任命された委員長、副委員長及びその他の委員の勤務条件及び任期は、大統領が規則で定めるものとする。
- (3) この委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、大統領が署名捺印した令状によって任命される。
- (4) この委員会は、その議事手続きを定める権限を有する。

(5) この委員会は、次に掲げる職責を有する。

- (a) この憲法、そのときに効力を有するその他の法律又は政令にもとづいて、指定カースト及び指定部族のために定める保護に関するすべての事項を調査・調整し、これらの保護の状況を評価すること
  - (b) 指定カースト及び指定部族の権利及び保護の剝奪に関する個々の不服申立てを審理すること
  - (c) 指定カースト及び指定部族の社会的・経済的發展の計画過程に加わり、助言すること、ならびに連邦及び州でのそれらの發展状況を評価すること
  - (d) 毎年及び委員会が適当と認めたその他のときに、これらの保護活動についての報告書を大統領に提出すること
  - (e) 当該報告書の中で、指定カースト及び指定部族の保護、福祉及び社会的・経済的發展のためのその他の措置の効果的な実行のために連邦又は州がとるべき措置に関して勧告を行なうこと、並びに
  - (f) 国会が制定した法律の規定にしたがい、大統領が規則で明示した指定カースト及び指定部族の保護、福祉及び發展・進歩に関するその他の活動を行なうこと
- 大統領は、連邦に関する勧告にもとづいて採った措置又は

採るべきこととされた措置及び当該勧告又はその一部を履行できないときには、その理由を説明する覚書を添えて、国会の各議院にすべての報告書を提出させるものとする。

(7) 当該報告書又はその一部がいずれかの州に関係する事項を含んでいるときには、当該報告書の謄本は州知事に送付されるものとし、当該州知事は、その州に関する勧告にもとづいて採った措置又は採るべきこととされた措置及び当該勧告又はその一部を履行できないときには、その理由を説明する覚書を添えて、州議会に提出させるものとする。

(8) この委員会は、(5)項(a)号に定める事項を調査し、又は同項(b)号に定める不服申立てを審理するときは、訴訟を審理する民事裁判所が有するすべての権限とりわけ次に掲げる事項に関する権限をもつものとする。

(a) インドのすべての地域から何人をも召喚し、出頭せしめ、また、宣誓のうえ審問すること

(b) 文書の開示・提出を要求すること

(c) 宣誓供述書にもとづく証言を行なわしめること

(d) 裁判所又は官公署の有する記録又は謄本の提出要求を行なうこと

(e) 証人審問及び文書審理のための命令をだすこと

インド憲法の改正

(f) 大統領が規則で定めるその他の事項

(9) 連邦及びすべての州政府は、指定カーリスト及び指定部族にかかわる主要なすべての政策事項についてこの委員会に諮問する。

(10) この条に定める指定カーリスト及び指定部族に関する規定は、第三四〇条(1)項の規定にもとづいて任命される委員会の報告を受けとつた後、大統領が命令で規定するその他の後進階層に関する規定を含むものと解釈され、アングロ・インディアンコミュニティについても同様とする。

### 第三五六条(州における憲法機構運用不能の場合の規定)

(1) (3) — (略) —

(4) (3)項の規定により承認された布告は、廃止されないう。布告が発せられた日から六月の期間が経過したときに効力を失う。

ただし、国会の両議院が、当該布告の効力継続を承認する旨の決議を可決したときには、当該布告は、廃止されないう。この項の規定にもとづいてその効力を失うものとされた日から更に六月を継続する。ただし、当該布告はいかなる場合においても三年以上効力を継続するものではない。

二一七 (一〇六九)

また、当該六月の期間内に衆議院が解散された場合において、参議院が当該布告の効力継続を承認する決議を可決し、衆議院が当該期間内に当該布告の効力継続に関する決議を可決しないときには、当該布告は再編成後の衆議院の最初の開会日から三〇日を経過する前に、衆議院が当該布告の効力継続を承認する決議を可決しないかぎり、当該三〇日を経過した日においてその効力を失う。

さらに、パンジャブ州に関して、一九八七年五月一日、(1)項にもとづいて発せられた布告については、この項の第一但書において『三年』とあるのは『五年』と読み替えるものとする。(4)項の規定にかかわらず、(3)項の規定にもとづいて発せられた日から一年をこえる期間につき布告の効力継続を承認する決議は、次に掲げる場合を除き、国会の議院によって可決されはならない。

(a) 非常事態の布告が、当該決議の可決されるときにインドの全域又は当該州の全域若しくは一部に施行されているとき

(b) 選挙委員会が、当該決議中に定められた期間中、当該州立法院の総選挙を行なうことが困難であるという理由から(3)項の規定にもとづいて承認された布告の効力継続を必要

であると認めるとき

ただし、この項の規定は、パンジャブ州に関して一九八七年五月一日、(1)項にもとづいて発せられた布告には適用しない。

(1) 法律の施行には二つの形式があり、当該法律の中に施行日を明記するもの以外は、大統領が認証した日にその効力を発生する。Chandrasekhar Singh v. State of Orissa, (1967) 33 Cui LT 263.

(2) Council of Ministers 及びその長たる Chief Minister は、Lieutenant Governor (副知事) の下にあるので、それぞれ「次官会議」、「長官」の訳語をあてた。